事　務　連　絡
令和８年 10 月１日

特定社会基盤事業者　殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

サイバー対処能力強化法に基づく水道分野におけるインシデント報告の扱いについて

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第 42 号。以下、「サイバー対処能力強化法」という。）について、本年 10 月１日より施行されました。これを踏まえ、サイバー対処能力強化法に基づき、水道分野における特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告（以下、「インシデント報告」という。）の実務的運用について、以下のとおり周知します。

記

１．インシデント報告の方法について

サイバー対処能力強化法の施行に伴い、特定社会基盤事業者は、特定重要電子計算機に対するサイバーインシデントの発生を認知した際、サイバー対処能力強化法第５条に基づき、国土交通省及び内閣府両方にインシデント報告を行う必要があります。この報告について、以下（１）及び（２）のとおりの方法でご対応いただけますようお願いいたします。

（１）官民連携基盤を活用したインシデント報告

サイバーセキュリティ戦略（令和７年 12 月 23 日閣議決定）に基づき、インシデント報告等のための官民連携基盤が整備されています。本報告を行うにあたっては、同基盤を活用したインシデント報告が想定されているところ、同基盤を積極的にご活用いただけますようお願いいたします。同基盤の活用が難しい場合には、本事務連絡の担当まで個別にご連絡ください。

（２）従来の方法によるインシデント報告（メール送信の上、電話連絡等）

特定侵害事象等の事案については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和６年４月３日付国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知。令和８年４月３日一部改正）で定める６．（２）に該当し、迅速な対応・支援のための情報提供をお願いしているところです。

上記（１）で定める官民連携基盤を活用したインシデント報告は、現時点で導入段階にあり、利用の習熟や運用の定着には一定の期間を要することが見込まれます。それまでの間、情報伝達の遅延や漏れ等を防止し、切れ目のない対応を行うためには、既存の報告手段を併用することが適切であると考えられます。

このことから、当面の間、サイバー対処能力強化法によるインシデント報告を行う場合には、官民連携基盤を活用した報告のみならず、同通知に定める方法（メール送信の上、電話連絡等）による報告についても引き続き実施いただけますようお願いいたします。その際、以下の方法により報告をお願いいたします。

・様式（別紙１）へ記入し、パスワードを設定の上での提出
（別紙１はサイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の様式と同一）

・報告先について各地方整備局等水道担当の他、以下内閣府担当の追加

宛先	内閣府（サイバー安全保障担当） 対処調整・官民連携等ユニット
メールアドレス	ciip@cyber.go.jp

２．事前相談の活用について

サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の対象有無などについての疑義が生じた際には、上記１（２）と同様、各地方整備局等水道担当及び内閣府担当へ相談を行っていただきますようお願いいたします。

３．サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告等の制度の説明資料について

サイバー対処能力強化法の概要や具体的な手続きについては、「サイバー対処能力強化法に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する制度の解説（特定重要電子計算機の届出及び特定侵害事象等の報告）（令和８年 10 月１日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）」（別紙２）が定められたところ、こちらについてもご参照いただけますようお願いいたします。

以上

【連絡先】
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
サイバーセキュリティ対策担当（渡邉、下平）
TEL　代表 03-5253-8111（内線 34436）
E-Mail hqt-suidouwss@ki.mlit.go.jp